

第25回入善町農業委員会議事録

令和4年8月8日午後1時30分から第25回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 16名 欠員 2名

出席委員 14名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 五十里 章 | 3番 寺田 晴美 | 5番 森下 吉光 | 6番 上田 幸嗣 |
| 7番 島瀬 康一 | 8番 細田 孝志 | 9番 小林 真一郎 | 10番 米山 義隆 |
| 11番 坪野 和夫 | 13番 永山 美和 | 14番 吉原 有二 | 15番 愛場 義豊 |
| 16番 田中 吉春 | 18番 長原 均 | | |

欠席委員 2名

2番 中陣 雄一 4番 森下 さゆり

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

| | | |
|----------|------|---------|
| 入善町農業委員会 | 事務局長 | 長 島 努 |
| 入善町農業委員会 | 係 長 | 腰 本 幸代 |
| 入善町農業委員会 | 主 事 | 上 原 祐里奈 |
| 入善町農業委員会 | 主 事 | 南 茂 和佳菜 |

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

| | |
|------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員決定の件 |
| 日程第2 | 選挙第3号 入善町農業委員会会長互選の件 |
| 日程第3 | 選挙第4号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件 |
| 日程第4 | 議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第95号 農地法第5条の規定による意見進達について |
| 日程第6 | 議案第96号 空き家に付随した農地の指定の解除について |

事務局長（長島 努）

皆様、お疲れ様です。ただ今から第25回入善町農業委員会総会を始めさせていただきます。まず皆様もご存知のとおり、令和4年8月3日に鍋嶋会長が急逝され、8月6日には葬儀がしめやかに執り行われました。鍋嶋会長におかれましては、平成14年に有限会社ドリームファームを設立されて、同年7月の農業委員会改選で農業委員になられて以来20年間、その後平成20年の委員会改選から14年間にわたり、当委員会の会長を務めていただきました。そして、入善町の農業振興に多大なるご尽力をいただいたところでもあります。町内に留まらず、平成20年の9月には、富山県農業会議の監査委員になられ、平成23年8月からは常任委員、そして平成26年9月からは県農業会議の会長を務めていらっしゃいました。また平成20年の4月から平成26年の3月まで、富山県農業法人会の会長を務めていらっしゃいました。本町だけでなく、富山県全体の農業振興に、大変ご尽力いただいていたところでもあります。

急にお亡くなりになられて、皆さん驚いていらっしゃるかと思います。事務局の方も未だに整理がついていないのが現状であります。ただ、行政として、農業委員会の機能を果たしていかなければならないということで、本日、総会を開催させていただきました。ここに鍋嶋会長のこれまでのご功績を称えるとともに、ご冥福を心からお祈り申し上げ、黙とうを捧げたいと思います。それでは皆様、ご起立願います。

（1分間の黙とう）

黙とうを終わります、ありがとうございました。ご着席ください。

本日の議案書をお手元にお配りしておりますが、議事日程にもありますとおり、新しい会長を決定しなければなりません。と言いますのも、入善町農業委員会規程第2条第2項におきまして、後程事務局からも説明がありますが、会長が欠けた場合、10日以内に会長の選挙を行わなければならないと規定されておりますので、本日の総会の冒頭で会長を決定していただきたいと思います。

会長が欠けた場合は、職務代理者が議事進行することとなっておりますので、この後は職務代理者の米山委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は2番中陣雄一委員、4番森下さゆり委員の2名です。それでは総会に移りたいと思います。米山委員お願いいたします。

職務代理者（米山委員）

皆様お疲れ様です。酷暑、コロナと非常に厳しい夏の中で、先程から話がありましたとおり、鍋嶋会長の急逝ということで、今日会長の席に資料が置いてないのを見て、改めて深い悲しみを感じております。今日はしっかりと第25回農業委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

議長（米山委員）

それでは議事の進行を務めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員指名の件について、本日の議事録署名委員に1番五十里章委員、3番寺田晴美委員を指名します。よろしくお願いたします。

議長（米山委員）

次に、日程第2、選挙第3号『入善町農業委員会会長互選の件』を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

入善町農業委員会規程第2条第2項において、会長が欠けるに至った日から10日以内に会長の選挙を行わなければならないと規定されております。つきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されております。選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行う選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行う選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。また、委員に異議がない時は指名推選によることができるとなっております。

なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。

議長（米山委員）

ただ今、お聞きの通りであります。どのように選出いたしましょうか。

（愛場委員挙手）

議長（米山委員）

愛場委員、どうぞ。

愛場委員

会長職務代理者をされている米山委員に、会長を引き受けていただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

議長（米山委員）

ただ今、愛場委員から、会長候補として私、米山委員の推薦がありました。

他にご意見ございませんか。

（意見無し）

議長（米山委員）

お諮りいたします。愛場委員のご提案のとおり指名推選により、私、米山委員を入善町農業委員会会

長に互選することにご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議長 (米山委員)

全員異議のないものと認め、入善町農業委員会会長には、私、米山委員が選出されました。ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。
それでは会長席に移動いたします。

新会長 (米山 義隆)

今ほど会長として選任していただきました米山です。改めて、皆様の賛同に感謝するとともに、前会長に劣らぬよう、皆様のご協力をいただきながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (米山 義隆)

それでは、引き続き私の方で議事進行を務めさせていただきますのでご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に日程第3、選挙第4号『入善町農業委員会会長職務代理者互選の件』を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

会長選任の結果、会長職務代理者が空席となりました。農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されております。選挙の方法につきましては、先ほどの『入善町農業委員会会長互選の件』と同様に、投票による方法と指名推選による方法があります。また、委員に異議がない時は指名推選によることができるとなっております。なお指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。

議長 (米山 義隆)

ただ今、お聞きの通りであります。どのように選出いたしましょうか。

(長原委員挙手)

議長 (米山 義隆)

長原委員、どうぞ。

長原委員

私は、小林委員を推薦します。

議長 (米山 義隆)

ただ今、長原委員から、会長職務代理者の候補として小林委員の推薦がありました。
他にご意見ございませんか。

(意見無し)

議長 (米山 義隆)

お諮りいたします。長原委員のご提案のとおり指名推選により小林委員を本会会長職務代理者に互選することにご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議長 (米山 義隆)

全員異議のないものと認め入善町農業委員会会長職務代理者には、小林委員が選出されました。小林委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定をもって、当選人に対する告知とさせていただきます。

議長（米山 義隆）

それでは小林委員は会長職務代理者席にご着席ください。

新会長職務代理者（小林 真一郎）

改めまして、小摺戸地区選任の小林です。先程長原委員から推薦があり、大変光栄なことと思っております。農業委員になって1期目ということで、たくさんの諸先輩方がいらっしゃるなか、非常に重い職であると感じていますが、前会長が急逝されたスクランブル体制の中であるということであろうかと思っております。まずは1年間、しっかりと会長を支え、ひいては入善町農業の発展のために、微力ながら尽力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

議案の審議に戻ります。日程第4、議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町高瀬〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,890㎡です。

譲渡人は、東京都小金井市梶野町〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町高瀬〇〇の〇〇さんです。

申請地は、もともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車ですぐのところにあり、通作に支障が無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事する者が、年120日にわたり従事する予定で、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、53,489㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、島瀬委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

島瀬委員

申請番号1番については、譲受人が書類を持っていらっしやいました。譲渡人は、譲受人のおじにあたる親戚の関係で、これまで申請地を耕作しており、問題はないと思います。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

申請地に隣接している高瀬〇〇の田はどなたのでしょうか。

島瀬委員

こちらは譲受人の所有地です。

議長（米山 義隆）

その他に質疑等はございませんか。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第94号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第95号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町五十里〇〇の1筆、台帳地目、現況地目はともに畑、面積は186㎡で

す。

貸渡人は入善町下飯野新〇〇の〇〇さん。借受人は、入善町五十里〇〇の〇〇さんで、転用目的は「駐車場敷地」です。

申請者の〇〇さんは、自宅敷地内の空きスペースに自家用車2台分の保管場所を確保しているが、親族などの来客時や冬期間の積雪時期に除雪が間に合わず、自宅の進入が困難となるため、近くの〇〇宅跡の一部を駐車場に借用していました。このたび、当土地の売却により、隣接する畑を正式に借り受けるため、今回の転用申請となりました。

申請面積は駐車場として利用するために必要な面積と認められます。また雨水排水につきましては、浸透式となっております。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的は「駐車場敷地」であり、転用許可基準の「集落接続」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は農振除外の縦覧手続き中であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は島瀬委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、申請地は、入善町上飯野新〇〇の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は378㎡です。

譲渡人は入善町上飯野新〇〇の〇〇さん。譲受人は、富山市高木〇〇の〇〇さんで、転用目的は「駐車場敷地」です。

申請者の〇〇さんは、ここ数年大型トラック等の整備・修理が多く、既存地の敷地で待機車両を確保するスペースが少なくなってきたり、同敷地内に駐車している従業員用の駐車場を別の場所に確保することで待機車両用のスペースも確保できることから、今回の転用申請に至りました。

申請面積は駐車場として利用するために必要な面積と認められます。また雨水排水につきましては、申請地と既存地の間に設置済の排水溝へ流す予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的は「駐車場敷地」であり、転用許可基準の「既存の施設の拡張」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は昭和47年2月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は細田委員にいただいております。

続きまして申請番号3番、申請地は入善町青木〇〇外5筆の計6筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は9,287㎡です。譲渡人は入善町青木〇〇の〇〇さん外5名で、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇です。転用目的は「工場駐車場敷地」で、契約内容は所有権の移転です。

申請者の〇〇が商工業振興条例に基づき、工業振興及び雇用機会の拡大のため、町内既存企業等に対して支援するため、用地を取得し造成工事を行ったのち、〇〇に譲渡予定であり、今回転用申請を行うものです。

〇〇は、画期的なプラスチック製品の開発から製造までの顧客のニーズに応える企画開発型企业として、食品、医薬品、化粧品、事務機器、建材関連の大手メーカー向け容器を中心としたプラスチック製品を生産する企業です。

新型コロナウイルス感染症拡大を機とした家庭での香辛料需要やマスク着用による基礎化粧品の需要

が手堅いこと、新型コロナウイルス感染拡大収束後のインバウンドによる更なる需要増に向けて、既存の生産スペースでは生産量拡大が難しいことから、既存敷地内駐車場における新工場建設が必要となっており、これに代わる新たな駐車場を確保する計画です。工場立地法で定める緑地の面積拡大も必要となります。

利用予定面積は、除外済地と併せて9,398㎡と、従業員駐車場及び緑地等として利用するために必要な面積です。雨水排水については、駐車場敷地内に側溝を設置するとともに、駐車場及び緑地に調整池の機能をもたせ、排水量を調整したうえで、北東側の農業用排水路へ排水します。

申請地の農地の区分は、第1種農地ですが、転用目的が「工場駐車場敷地」で、「農業従事者の従業機会の増大に寄与する施設（3割雇用）」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、県道150号線沿いにある農地の一部は、昭和50年11月25日除外済であり、残りの農地については除外縦覧中で令和4年8月中旬には除外予定であり、入善土地改良区の同意内容での意見書及び隣接耕作者からの同意書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は森下さゆり委員にいただいております。

以上3件、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

島瀬委員

譲渡人と譲受人のお二人で、書類を持っていらっしゃいました。地目は畑となっておりますが、現場は整地されたような状態でした。排水にも問題はなく、確認印を押しました。以上です。

細田委員

譲受人から依頼を受けた行政書士事務所から、現地確認をお願いしたいということで、一緒に確認を行いました。境界線や排水口なども確認しましたが問題はなく、譲渡人の息子さんにも電話でどういう状況なのか確認をして、後日行政書士事務所が書類を持っていらっしゃったので、問題はないと思い確認印を押しました。以上です。

事務局

申請番号3番については、森下さゆり委員が欠席のため、事務局より説明いたします。森下委員には実際に書類と現地確認を行っていただき、確認印を押していただきました。特段ご意見については伺っておりません。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

申請番号3番について、面積が広いですが、何台駐車が可能なのでしょうか。

事務局

262台です。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第95号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第6、議案第96号、空き家に付随した農地の指定の解除についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第96号、「空き家に付随した農地の指定の解除について」、入善町空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱に基づき、次のとおり指定解除の申し出があったので、その決定を求めます。

申出者は、石川県金沢市中屋〇〇の〇〇さん、農地の所在地は、入善町下山〇〇、登記地目、現況地目はともに畑、面積は117㎡です。

当該地は、令和3年8月4日に「空き家に付随した農地」として農業委員会の指定を受け、別段の面積0.1アールが適用されていました。その後、令和4年6月の総会にて、農地法3条に基づき、所有権移転の許可がなされ、翌月の7月に、譲受人への所有権移転が完了しました。よって、当該地への別段の面積0.1アールの適用は不要となりますので、この度指定解除の申し出があったものです。

以上よろしく願いいたします。

議長(米山 義隆)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(米山 義隆)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第96号、空き家に付随した農地の指定の解除について、原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定いたします。

議長(米山 義隆)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

農地パトロールの実施について、引き続きよろしく申し上げます。実施の報告も随時受け付けております。農業委員会用のタブレットは事務局の方に届いているのですが、通信をするために必要なSIMというものがまだ届いておらず、利用はできないという状況です。来月の総会時には研修などのご連絡ができるかと思えます。配付物としては、お手元に2022年度の農業委員会業務必携89号と、活動記録簿の記録ガイドの2つをお配りしておりますので、ご確認ください。以上です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第25回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年9月5日月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時14分）